

金融商品取引法における特定投資家制度について

ロードスターキャピタル株式会社



1 特定投資家制度について

金融商品取引法（以下「法」といいます。）では、投資家を特定投資家と一般投資家と区分しています。

特定投資家はいわゆるプロの投資家として、金融商品に対する十分な専門知識、経験、リスク管理能力等を有していると考えられることから、金融商品取引業者は特定投資家に金商品の販売・勧誘等を行う際には、金融商品取引法に基づく規制のうち一部については適用されません。

特定投資家に対して適用されない法上の行為規制の一例

- ・ 広告等の規制（法第 37 条）
- ・ 取引態様の事前明示義務（法第 37 条の 2）
- ・ 契約締結前の書面交付（法第 37 条の 3）
- ・ 契約締結時の書面交付（法第 37 条の 4）
- ・ 適合性の原則（法第 40 条第 1 号）
- ・ 最良執行方針等記載書面の事前交付（法第 40 条の 2 第 4 項）
- ・ 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（法第 43 条の 4）
- ・ 保証金の受領に係る書面の交付（法第 37 条の 5）
- ・ 不招請勧誘の禁止（法第 38 条第 4 号）
- ・ 勧誘受諾意思の確認（法第 38 条第 5 号）
- ・ 再勧誘の禁止（法第 38 条第 6 号）

金融商品取引法上の投資家区分

特定投資家	(1) 適格機関投資家 (2) 国 (3) 日本銀行	一般投資家に移行することはできません。
	(4) 特殊法人・独立行政法人 (5) 特定目的会社 (6) 上場企業 (7) 資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社 (8) 金融商品取引業者・特例業務届出者 (9) 外国法人 (10) 投資者保護基金 (11) 預金保険機構 (12) 農水産業協同組合貯金保険機構 (13) 保険契約者保護機構	その選択により一般投資家に移行することができます。

一般投資家	(14) 特定投資家以外の法人 (15) 匿名組合契約を締結した営業者である一定の個人 (16) 金融商品取引業等に関する内閣府令第 62 条第 1 項各号のいずれかの要件を満たす個人 など	その選択により特定投資家に移行することができます。
	(17) (15) (16)以外の個人	特定投資家に移行することはできません。

2 特定投資家から一般投資家への移行手続

当社では、特定投資家のお客様からのお申出に基づき、移行手続を実施いたします。具体的な手続方法についての説明を希望される場合は、当社お問い合わせ窓口（Email: info@loadstarcapital.com）までお問い合わせください。

一般投資家に移行されたお客様はいつでも特定投資家への復帰のお申出と当社の承諾により、特定投資家に復帰することが可能となりますので、復帰を希望される場合には、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

3 一般投資家から特定投資家への移行について

当社では、一般投資家のお客さまからのお申出に対し、当社が承諾した場合に、特定投資家への移行手続を実施いたします。

一般投資家から特定投資家に移行された場合、原則として当社が移行することを承諾した日から 1 年以内の当社が設定する期限日まで特定投資家としてお取り扱いいたします。

期限日以降も特定投資家としての取扱いを希望される場合は、期限日到来の都度、あらためて更新のお申出が必要となります（法律上、自動更新はできません）。

なお、期限日前であっても、お客様が一般投資家への復帰を希望される場合には、当社までご連絡いただければ、いつでも一般投資家に復帰することができます。

以上